

岩手県選挙管理委員会告示第43号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する市町村の選挙管理委員会の指定する個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設について、次のとおり指定した旨、報告があった。

平成25年7月5日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

- 1 市町村名 盛岡市
- 2 指定した施設の名称 山田地区コミュニティ消防センター、好摩地区コミュニティ消防センター、馬場地区コミュニティ消防センター、桑畑地区コミュニティ消防センター、釘の平地区コミュニティ消防センター、飯岡地区コミュニティ消防センター、好摩地区コミュニティセンター、日戸地区コミュニティセンター、川又地区コミュニティセンター、生出3地区コミュニティセンター、渋民地区コミュニティセンター、山田地区コミュニティセンター、巻堀地区コミュニティセンター、芋田地区コミュニティセンター、好摩東地区コミュニティセンター、山谷川目地区コミュニティセンター、城内地区コミュニティセンター、下田川崎地区コミュニティセンター、永井地区コミュニティセンター、大台地区コミュニティセンター、白沢地区コミュニティセンター、舟田2地区コミュニティセンター、馬場状小屋地区コミュニティセンター、松内地区コミュニティセンター、小袋地区コミュニティセンター、舟田地区介護予防センター、芋田向地区介護予防センター、大ケ生ふるさと学習センター、姫神ふるさと学習センター、盛岡体育館、盛岡市アイスアリーナ、盛岡市立総合プール、盛岡南公園球技場、盛岡市渋民運動公園、盛岡市中央卸売市場